

学校職員の懲戒処分について（令和7年3月教育委員会定例会）（議案第47号関係）

No.	1
処分年月日	令和7年3月17日
処分の種類	免職
処分の理由	酒気帯び運転  (事件・事故の概要) 被処分者は、令和6年11月28日(木)午前4時47分頃、酒気を帯びて普通乗用自動車を運転し、盛岡市内の国道にて、ナンバー灯が切れた状態で運転していたため警察官から職務質問を受け、呼気検査が行われた結果、呼気1リットル当たり0.34ミリigramのアルコールが検出され、検挙された。 この行為は、道路交通法第65条第1項(酒気帯び運転等の禁止)の規定に違反するものである。
事件発生年月日	令和6年11月28日(木)
被処分者の氏名	八島 広至
被処分者の年齢	46歳
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	岩手県立宮古恵風支援学校
被処分者の職	教諭
備考	

学校職員の懲戒処分について（令和7年3月17日教育委員会議定例会）（議案第49号関係）

No.	2
処分年月日	令和7年3月17日
処分の種類	停職6月
処分の理由	安全運転義務違反（過失運転致死）  (概要) 被処分者は、令和5年11月30日（木）午後6時30分頃、普通乗用自動車を運転し、盛岡市内の県道において、進路前方を自転車に乗車して進行していた被害者に気付かず、同自転車後部に自車左前部を衝突させて同人を路上に転倒させ、よって同人に腹腔内出血の傷害を負わせ、同日午後9時頃、同人を前記傷害により死亡させた。
事件発生日 年 月 日	令和5年11月30日（木）
被処分者の 年 齢	60歳代
被処分者の 性 別	女性
被処分者の 所 属	特別支援学校
被処分者の職	学校職員
備 考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)

学校職員の懲戒処分について（令和7年3月教育委員会議定例会）（議案第50号）

No.	3
処分年月日	令和7年3月17日
処分の種類	戒告
処分の理由	担当業務の不適正処理  (事件・事故の概要) 被処分者は、令和4年度から令和6年度にわたり、以下のとおり担当業務の不 適正処理を行った。 (1) 令和4年度及び令和5年度において、必要な事務処理をせずに備品修繕等 を発注したうえ、備品修繕等の代金168,458円に係る請求書類を破棄して支出を 怠り、支払遅延を発生させるとともに、自己資金により当該代金の支払いを行 った。 (2) 令和5年度及び令和6年度において、必要な事務処理をせずに委託等を発注 したうえ、委託等の代金303,020円の支出を怠り、支払遅延を発生させた。
事件発生 年月日	令和4年度から令和6年度
被処分者の 年齢	60歳代
被処分者の 性別	男性
被処分者の 所属	県立学校
被処分者の職	事務職員
被処分者の 氏名	—
備考	—

【担当：服務管理担当（内線 6215）】